

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	3	敬老祝事業
分科会	6	高齢福祉分科会	調整項目	2	敬老祝事業

中条町担当	健康開発課	しあわせいきがい係	担当者名	
黒川村担当	住民課	福祉係	担当者名	

現 況		調整方針	備考																
記載事項	中 条 町	黒 川 村																	
名 称	喜寿・米寿祝品及び長寿祝金の贈呈	敬老祝品の贈呈及び長寿祝金の支給	現行のとおりとする。 合併後、3年以内に統一する。																
対 象 者	祝品...喜寿(77歳)及び米寿(88歳)該当者 祝金...米寿(88歳)以上全員	祝品...70歳以上全員 祝金...黒川村に引き続き10年以上住所を有し、満百歳に達した者																	
対 象 者 数 (平成15年度)	敬老祝品 424人 祝金463人(100歳以上3人、99歳2人、88歳~98歳458人)	敬老祝品 1,215人 祝金0人 16年度1人、17年度1人(見込み)																	
事 業 概 要	1 内容 敬老祝品(品目と対象者) 77歳(喜寿)1,000円程度のタオルセット 329人 88歳(米寿)2,500円程度のタオルセット 95人 祝金...100歳以上20万円、99歳5万円、88~98歳5千円 2 贈呈(支給)時期 祝品、祝金共に毎年9月 3 配付(支給)方法 原則として区長に配付を依頼し、各町内会で配付する。(職員が直接届ける町内もある。)100歳以上は町長の表敬訪問時	1 内容 敬老祝品(品目と対象者) 70~79歳 1,500円相当の品物 646人 77歳(喜寿) 紫座布団(2,600円相当) 99人 80歳 金杯(1,600円相当) 35人 81~89歳 2,000円相当の品物 272人 88歳(米寿) 3,000円相当の品物 21人 90歳~98歳 5,000円相当の品物 79人 99歳(白寿) 10,000円相当の品物 1人 100歳 寝具セット(50,000円相当) 0人 101歳以上 10,000円相当の品物 1人 胎内やすらぎの家(70歳~89歳)1,500円相当の品物 61人 (77歳・80歳・88歳・90歳以上は上記と同じ) 金婚夫婦 金銀杯セット(2,300円相当) 20組 祝金...満100歳100万円 2 贈呈(支給)時期 祝品は敬老会において贈呈し、祝金は満100歳に達した日から10日以内に支給する。 3 配付(支給)方法 祝品は、各年代の代表者のみ当日会場で、その他は前日までに区長宅で届ける。祝金は、村長が表敬訪問し支給する。																	
事業費(15年度)	3,557千円(祝品567千円、祝金2,990千円)	2,190千円(祝品2,190千円、祝金0)	財政への影響額 単位:千円																
備 考	住所を有する施設入所者も贈呈(支給)する。	同左	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>567</td> <td>567</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>2,190</td> <td>2,190</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,757</td> <td>2,757</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町	567	567	0	黒川村	2,190	2,190	0	計	2,757	2,757	0
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																
中条町	567	567	0																
黒川村	2,190	2,190	0																
計	2,757	2,757	0																
関係法令等	中条町長寿顕彰条例	黒川村長寿祝金支給条例 黒川村長寿祝金支給条例施行規則	備考 平成15年度当初予算ベース																